(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成23年千葉市条例第100号)第4条第2項に基づき事業者、市民等又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う美しい街づくりを推進する活動の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象活動)

- 第2条 支援の対象となる活動は、公園、広場、道路、河川、港湾その他公共の場所におけるた ばこの吸い殻、空き缶等(粗大ごみは除く。)の散乱ごみの収集、その他街の美化に関する自 発的な活動とする。
- 2 前項で規定する活動は、継続かつ定期的に行っている活動又は行う計画の活動とする。
- 3 1項に規定する活動は、次の各号に掲げるものは対象としない。
 - (1)本市からの委託、補助等(以下「委託補助等」という。)を伴うもの(当該対象とされる区域外においても活動が行われる場合については、この限りでない。)又は営利活動に伴うもの。
 - (2) 支援対象となる場所における活動であっても、自己の管理する土地に隣接する場所のみにおける活動等、公共性が著しく低いと認められるもの。

(申込手続)

第3条 支援を受けようとする者は、千葉市美しい街づくりに係る活動支援申込書(様式第1号) を市長へ提出するものとする。

(支援内容等)

第4条 市長は、前条による申込みが適正と認める場合は、千葉市美しい街づくりに係る活動支援内容通知書(様式第2号)を交付し、別表に定める支給物品を支援するものとする。

(実績報告)

第5条 支援を受けた者は、活動終了後、速やかに実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成12年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。 KH 即

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

別 表 (第4条関係)

支 給 物 品	
種類	支援数量
軍手	延べ参加人数以内
ごみ袋	延べ参加人数以内
ほうき	参加人数の5分の1以内(上限10本)
ちりとり	参加人数の10分の1以内(上限5個)
火ばさみ	参加人数の3分の1以内(上限20本)

(備考)

- 1 支援数量は、すべて年度毎の数量とする。
- 2 延べ参加人数とは、1回当たりの参加人数に実施回数を乗じて得た人数とする。
- 3 新規団体等の初回申請については、3か月分を限度に支援するものとする。
- 4 継続して支援を受ける団体等に対しては、1年分を限度に支援するものとする。